

## ◎墨田区障害者施策推進協議会について

- 1 協議会の位置づけ
  - ① 法的根拠…障害者基本法第36条第4項に基づく合議機関
  - ② 設置根拠…墨田区附属機関の設置に関する条例
- 2 協議事項
  - ① 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
  - ② 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。
  - ③ その他区長が必要と認める事項
- 3 任期  
原則2年間

## ◎墨田区障害者行動計画について

- 1 計画の位置づけ
  - ① 法的根拠…障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
  - ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を保ち策定
- 2 計画期間  
第5期…令和3年度～令和5年度
- 3 計画の内容  
本区における障害者のための施策に関する基本的な計画

【参考】以下の計画は、別途、墨田区地域自立支援協議会において協議していきます。

## 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児福祉計画について

- 1 計画の位置づけ
  - ① 法的根拠…障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画  
児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画
  - ② 各計画との関係…「墨田区基本計画」「墨田区地域福祉計画」と整合を取り策定、併せて「墨田区障害者行動計画」の一部を担う計画
- 2 計画期間  
現行：墨田区障害福祉計画【第6期】…令和3年度～令和5年度  
墨田区障害児福祉計画【第2期】…令和3年度～令和5年度
- 3 計画の内容  
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービス等の必要量の見込みとその確保方策等を定めます。